

令和8年度石川県デジタル化推進会議運営支援業務  
受託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度石川県デジタル化推進会議運営支援業務

(2) 目的

本県では、県及び県内全ての市町で構成する「石川県デジタル化推進会議」を設置し、県全体としてのデジタル化及びDXの推進を図るとともに、自治体間の情報共有や先進事例の横展開を進めている。また、本会議のもとに設置する幹事会等において、県及び市町職員が参画し、それぞれの立場における課題やニーズを踏まえた施策の具体化に取り組んでいる。

近年、自治体においては、住民サービスの高度化や業務改革を進めるため、デジタル技術の活用を前提とした行政運営への転換が求められており、そのためには、県と市町が一体となった推進体制の強化、デジタル人材の確保・育成、実効性のある取組の着実な実装が不可欠となっている。

本業務は、これらを踏まえ、県及び市町におけるDXに関する取組を有機的に連携させ、実践的かつ持続可能な推進体制の構築と、具体的な施策の実装の促進につなげるために必要な支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」の通り

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 予算額

2,000千円

予算額には消費税のほか本業務に必要な一切の経費を含む。

2 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 本プロポーザルに係る書面審査の実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (4) 参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係る提案書の審査実施日までのいずれの日においても石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (6) 令和元年以降に、自治体が発注する当該業務と同種又は類似の業務を受託した実績を有し、全国的な見地から情報を収集し、本県各地域で参考となる事例を提供できるなど業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

### 3 本プロポーザルの手続きに関する事項

#### (1) プロポーザル実施要領等の配布

参加に必要な様式は、下記ホームページからダウンロードすること。

[http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202606\\_proposal.html](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202606_proposal.html)

#### (2) 参加の申込みに関する事項

##### ア 参加申込書

参加申込書（様式1）に必要事項を記載して提出すること。

##### イ 参加申込書に添付する書類

参加資格要件としている業務実績が確認できる書類（委託契約書の写し等）を添付すること。

##### ウ 受付期間

令和8年6月1日（月）から同年6月15日（月）午後5時まで

##### エ 提出方法

電子メール（提出期限内必着とする。）により提出すること。

##### オ 提出先メールアドレス

e120300@pref.ishikawa.lg.jp

##### カ その他

参加申込書を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本要領に定める辞退届（様式4）を速やかに提出すること。

#### (3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

##### ア 受付期間及び方法

令和8年6月1日(月)から同年6月5日(金)午後5時までに石川県総務部デジタル推進監室(e120300@pref.ishikawa.lg.jp)に電子メールにより提出すること。

イ 回答方法

以下の石川県ホームページに掲載する。

4 提案書等の提出に関する事項

本プロポーザルに参加する者は、本要領に定める以下の提案書及び見積書を提出期限までに提出すること。

(1) 提案書

提案書は、以下の内容で電子メールにより提出すること。

様式	内容
自由	提案書(以下4(2)に記載の事項を含むこと)

(2) 提案を求める事項

提案にあたっては、県民サービスの向上、行政事務の効率化、地域社会のデジタル化が目的であることに留意して、以下の内容について提案すること。また、提案は簡潔に記述すること。なお、文章を補足するために必要な写真、イラスト、イメージ図を使用することができる。

○石川県デジタル化推進会議(令和4年10月設置)

ア 石川県デジタル化推進会議及びその幹事会の果たすべき役割を踏まえた上で、県及び市町のDXに関する連携の実行役である幹事会の運営を中心に、どのように支援していくか提案すること。

イ 石川県デジタル化推進会議及びその幹事会の目的である、以下の内容を達成するため、考えられる手法等について、過去の実績や他自治体での取組事例(特に、都道府県や複数自治体が連携した事業、国の事業など広域的な取組)等を参考に具体的に提案すること。

(ア) 県・市町におけるデジタル技術を活用した施策の具体化の支援

ウ 幹事会、研修及びワークショップ等の内容(範囲)とその目的及び手法並びに参加する自治体職員への意見聴取及び調整、参加する事業者との調整をどのように行うのか、その手法について県の事務負担を含めて具体的に提案すること。

○全体

キ 業務全体の進め方として、以下の内容について提案すること。

(ア) 業務の実施スケジュールについて、作業とその実施時期を具体的に提案すること。

(イ) 業務の実施体制について、具体的に記載すること。

(3) 見積書

本業務(提案した内容を含む。)に要する費用の見積書(積算内訳を含む。様式は任意)

を提出すること。研修及びワークショップ、ワーキング・グループ等について、費用明細を明確にすること。

(4) 提案書及び見積書の提出期限、提出方法

令和8年6月15日(月)午後5時

電子メール(提出期限内必着とする。)により提出すること。

(5) 提出先メールアドレス

[e120300@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e120300@pref.ishikawa.lg.jp)

(6) その他

ア 提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

5 プロポーザルの審査

本プロポーザルの審査にあたっては、令和8年度石川県デジタル化推進会議運営支援業務プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込書及び提案書の内容について審査を行い、最も優れた者を受託候補者として選定する。

(1) 審査基準

審査事項	提案を求める事項	評価する主な内容
石川県デジタル化推進会議		
提案内容	運営支援に対する基本的な考え方について	・ 支援の目的を理解しているか。 ・ 県及び市町が果たすべき役割が考慮されているか。
	県・市町におけるデジタル技術を活用した施策の具体化の支援について	・ 具体的に何ができるのか。 ・ 過去にどのような実績があるか。 ・ 好事例の横展開を図る手法(自治体間や国との連携等)は具体的かつ適切であるか、実績はあるか。
	幹事会、研修及びワークショップ等の内容及び県及び市町等の意見の集約及び調整等の手法について	・ 実施内容(範囲)とその目的及び手法は具体的かつ適切であるか。
全体		
提案内容	業務スケジュールについて	・ 作業とその実施時期は具体的であるか。 ・ 日程に無理はないか。
	業務の実施体制について	・ 配置される職員の能力や人数に不足はないか。

## (2) 審査にあたって評価する事項

本プロポーザルの審査にあたっては、

- ・どのような企画を提案できる能力があるか。
- ・業務にあたって、具体的にどのような提案を行うことができるか。
- ・どのような組織体制で業務に臨めるか。

などを参加申込書及び提案書の内容から評価するものとする。

## 6 選定結果の通知

選定結果は、提案に参加した者に対し、書面により通知する。

### (1) 通知予定時期

令和8年6月中旬

### (2) 非選定者に対する理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（石川県の休日を含め、定める条例第1条に規定する県の休日を含めない。）以内に書面により、説明を求めることができる。

なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

## 7 契約手続きに関する事項

契約にあたっては、選定された受託候補者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

### (1) 契約締結予定時期

令和8年6月中旬

## 8 その他

(1) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 参加申込書や提案書及び契約手続きにおいて、使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。

(3) 参加申込書や提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人

情報等は非公開)となるが、提案者に無断で公開しない。

(5) 参加申込書や提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。

(6) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、個人情報保護法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 9 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課

電話番号 076-225-1243

電子メール [e120300@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e120300@pref.ishikawa.lg.jp)